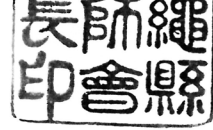


令和 8 年度 各種健診に関する契約書

1	令和 8 年度特定健康診査委託契約書……………	1
	沖縄県国民健康保険団体連合会ほか 42 保険者	
2	令和 8 年度特定健康診査特定保健指導委託契約書……………	17
	全国健康保険協会ほか 879 保険者	
3	令和 8 年度健康診査委託契約書……………	31
	沖縄県国民健康保険団体連合会ほか 41 市町村	
4	令和 8 年度長寿健康診査委託契約書……………	45
	沖縄県後期高齢者医療広域連合	
5	令和 8 年度詳細健診業務委託契約書……………	57
	浦添市	
6	令和 8 年度実施機関一覧表……………	67

令和8年度
特定健康診査委託契約書

沖縄県国民健康保険団体連合会ほか42保険者
一般社団法人 沖縄県医師会



令和8年度 特定健康診査委託契約書

沖縄県国民健康保険団体連合会ほか42保険者

一般社団法人 沖縄県医師会



令和8年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法律」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、沖縄県国民健康保険団体連合会ほか別紙1「委託元保険者一覧表」に示す保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2「健診内容表」のとおりとする。

- 2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3「実施機関一覧表」のとおり）で行うものとする。
- 3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 4 特定健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。
- 5 集団健診の実施に際し、各保険者は会場毎の予定受診者数の事前把握と確保を行うために十分な告知等の対策を講じ、実施にあたっては実施機関と十分協議の上実施する。
- 6 乙は、第4条に掲げる契約期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、住所、適格請求書発行事業者登録番号等の変更、又は、実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて甲へ通知するものとし、甲は、当通知をもって承認できるものとする。

（対象者）

第3条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- (1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）

- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
 - (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
 - (4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認
- 2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b)オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者(任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。)を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙4「内訳書」のとおりとする。ただし、施設型を個別健診とし、巡回型を集団健診とする。

- 2 離島医療保険者における渡航費用については、別紙5「離島市町村の渡航費用に関する取扱要領」に基づき、該当医療保険者は契約書を別に掲げ、健診実施機関との契約を締結する。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4「内訳書」に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（CD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは

翌々月の末日。)を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

- 2 実施機関が特定健康診査受診券を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理

に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙6「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各保険者において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

- 第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第15条 甲及び乙は、他方の当事者に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方の当事者の信用を毀損し、又は他方の当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明・確約に関して他方の当事者に虚偽の申告をしたことが判明し、契約を継続することが不適切である場合には、他方の当事者は本契約を解除することができるものとする。
- 4 第3項の定めにより、契約解除された当事者に損害が生じた場合には、他方の当事者になんらかの請求をしないものとする。又、契約解除した当事者に損害が生じたときは、他方の当事者がその責任を負うものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

- 第16条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した特定健康診査について、乙が特定健康診査の結果に係るデータ(画像データ等の乙のみが保有するデータも含む)を有している場合は、乙は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。
- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(協 議)

- 第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委託者(甲) 沖縄県国民健康保険団体連合会

ほか42保険者

契約代表 沖縄県那覇市西3-1-4-18

沖縄県国民健康保険団体連合会

理事長 比嘉孝則



受託者(乙) 沖縄県南風原町字新川218-9

一般社団法人 沖縄県医師会

会長 田名毅



※別紙3「実施機関一覧表については、67～73頁に掲載されております。

別紙1

委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別	備考 ※1
1	470013	那覇市	那覇市泉崎1丁目1番1号	○	○	
2	470039	うるま市	うるま市みどり町一丁目1番1号	○	○	
3	470047	沖縄市	沖縄市仲宗根町26番1号	○	○	
4	470054	宜野湾市	宜野湾市野嵩一丁目1番1号	○	○	
5	470062	宮古島市	宮古島市平良字西里1140番地	○	○	
6	470070	石垣市	石垣市字真栄里672番地	○	○	
7	470088	浦添市	浦添市安波茶1丁目1番1号	○	○	
8	470096	名護市	名護市港一丁目1番1号	○	○	
9	470104	糸満市	糸満市潮崎町1丁目1番	○	○	
10	470112	国頭村	国頭村字辺土名121番地	○	○	
11	470120	大宜味村	大宜味村字大兼久157番地	○	○	
12	470138	東村	東村字平良804番地	○	○	
13	470146	今帰仁村	今帰仁村字仲宗根219番地	○	○	
14	470153	本部町	本部町字東5番地	○	○	
15	470161	恩納村	恩納村字恩納2451	○	○	
16	470179	宜野座村	宜野座村字宜野座296番地	○	○	
17	470187	金武町	金武町字金武1番地	○	○	
18	470195	伊江村	伊江村字東江前38番地	○	○	
19	470237	読谷村	読谷村字座喜味2901	○	○	
20	470245	嘉手納町	嘉手納町字嘉手納588番地	○	○	
21	470252	北谷町	北谷町桑江一丁目1番1号	○	○	
22	470260	北中城村	北中城村字喜舎場426番地2	○	○	
23	470278	中城村	中城村字当間585番地1	○	○	

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別	備考 ※1
24	470286	西原町	西原町字与那城140番地の1	○	○	
25	470294	豊見城市	豊見城市宜保一丁目1番地1	○	○	
26	470302	八重瀬町	八重瀬町字東風平1188番地	○	○	
27	470351	与那原町	与那原町字上与那原16番地	○	○	
28	470377	南風原町	南風原町字兼城686番地	○	○	
29	470385	久米島町	久米島町字比嘉2870番地	○	○	
30	470401	渡嘉敷村	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	○	○	
31	470419	座間味村	座間味村字座間味109番地	○	○	
32	470427	粟国村	粟国村字東483番地	○	○	
33	470435	渡名喜村	渡名喜村1917番地の3	○	○	
34	470445	南大東村	南大東村字南144番地1	○	○	
35	470450	北大東村	北大東村字中野218番地	○	○	
36	470468	伊平屋村	伊平屋村字我喜屋251番地	○	○	
37	470476	伊是名村	伊是名村字仲田 1687 番地 22	○	○	
38	470526	多良間村	多良間村字仲筋99番地の2	○	○	
39	470534	竹富町	石垣市美崎町11番地1	○	○	
40	470542	与那国町	与那国町字与那国129番地	○	○	
41	470559	南城市	南城市佐敷字新里1870番地	○	○	
42	473017	沖縄県医師国民 健康保険組合	南風原町字新川218-9		○	

※1 委託元保険者がインボイス制度対応を必要とする場合「○」を記入。

健診内容表

区分		内 容		
特定健康診査 ※6	基本的な健診 の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪	どちらかの項目の実施で可
			随時中性脂肪※2	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール※3	
		肝機能検査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)			
	γ-GT(γ-GTP)			
	血糖検査	空腹時血糖	どちらかの項目の実施で可	
		随時血糖		
		ヘモグロビン A 1 c		
	尿検査 ※4	糖		
		蛋白		
詳細な健診の 項目(医師の判 断による追加 項目)※5	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
追加健診の 項目	眼底検査			
	尿潜血 ※4			
	尿酸			
	血清クレアチニン検査及び eGFR			

※1 実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食 10 時間以上とする。)

※3 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする (この場合甲から乙に委託費用を支払われない)。

※5 詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内訳書

健診項目				1人当たりの委託料単価 (税込)		
				集団健診	個別健診	
基本的な健診の項目	質問 (問診)		○	7,500円	8,000円	
	理学的所見 (身体診察)		○			
	計測	身長				○
		体重				○
		BMI				○
		腹囲				○
		血圧				○
	脂質	空腹時中性脂肪				○
		随時中性脂肪				○
		HDL-コレステロール				○
		LDL-コレステロール				○
		Non-HDL-コレステロール				○
	肝機能	GOT				○
		GPT				○
γ-GTP			○			
代謝系	空腹時血糖		○			
	随時血糖		○			
	尿糖		○			
	ヘモグロビン A1c		○			
腎機能	尿蛋白		○			
詳細な健診の項目	貧血検査	ヘマトクリット値	□	229円	242円	
		血色素測定	□			
		赤血球数	□			
	心電図検査	12誘導心電図		□	1,358円	1,430円
眼底検査	眼底検査		□	585円	1,232円	
追加健診項目	尿潜血		○	121円	121円	
	尿酸		○			
	血清クレアチニン検査 及び eGFR		○			

※ ○…必須項目

※ □…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用 273 円を差し引いた金額を甲に請求することとする。

離島市町村の渡航費用に関する取扱要領

1 特定健診に係る渡航費用について

- ・渡航費用は、特定健診を実施する健診機関の旅費規程等に基づき算出する。
- ・なお渡航費用の内訳は、下記のとおりとする。

① スタッフの人数（特定健診に係るスタッフで計算すること）

例）医師、看護師（採血）、検査技師、受付事務（必要時）

＊レントゲン技師は含めない。

② 航空運賃、船賃

- ・特定健診に係る往復の旅費。

③ 日当

- ・特定健診に係る日当を計算すること。

④ 宿泊

- ・特定健診に係る宿泊費を計算すること。

2 按分方法について

特定健診に係る渡航費用の総額 ÷ 健診受診者数 × 医療保険者毎の健診受診者数

= 各医療保険者の渡航費用

(特定健診に係る渡航費用の総額 ÷ 健診受診者数 = 1人当たり渡航費用)

3 請求先について

① 全国健康保険協会沖縄支部（沖縄県内適用事業所のみ）

② 地方職員共済組合沖縄県支部

③ 沖縄県市町村職員共済組合

④ 公立学校共済組合沖縄支部

⑤ 警察共済組合沖縄県支部

⑥ 沖縄電力健康保険組合

⑦ 沖縄銀行健康保険組合

⑧ 琉球銀行健康保険組合

⑨ 沖縄海邦銀行健康保険組合

⑩ 駐留軍要員健康保険組合沖縄支所

⑪ 後期高齢者医療広域連合

⑫ 市町村（①～⑪を差し引いた額）

4 請求事務について

- ・健診機関から各医療保険者（上記12カ所）へ仕分けして請求する。

5 各医療保険者への請求について

① 特定健診に係る渡航費用の総額

②健診受診人数

③請求金額の内訳及び計算方法

6 台風時等の取扱について

台風のため予定していた健診が延びた場合、その日数分の渡航費用（延泊分）も含めて計算する。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



令和8年度
特定健康診査特定保健指導委託契約書

全国健康保険協会ほか879保険者
一般社団法人 沖縄県医師会



令和8年度
特定健康診査特定保健指導委託契約書

全国健康保険協会ほか879保険者
一般社団法人沖縄県医師会

令和8年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものを行う保健指導をいう。以下同じ。）について、全国健康保険協会ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）

- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
- (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
- (4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b)オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日、国民の休日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査又は特定保健指導を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

2 実施機関が特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査又は特定保健指導は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は

当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第16条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した特定健康診査について、乙がその特定健康診査結果に係るデータ(画像データ等の乙のみが保有するデータも含む)を有している場合は、乙は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず当該データに対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委託者（甲）

全国健康保険協会ほか879保険者
契約代表者

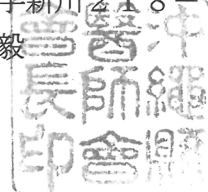
全国健康保険協会沖縄支部
沖縄県那覇市旭町1-1-4

おきでん那覇ビル8階
支部長 金城 均



受託者（乙）

一般社団法人沖縄県医師会
沖縄県南風原町字新川2-1-8-9
会長 田名 毅



※別紙「委託元保険者一覧表」については、67～73頁に掲載されております。

健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※7	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)	空腹時中性脂肪	
			随時中性脂肪※2	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール※3	
		肝機能検査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)			
	γ-GT(γ-GTP)			
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖		
		ヘモグロビンA _{1c}		
		随時血糖※4		
	尿検査※5	糖		
蛋白				
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※6	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
	眼底検査			
	血清クレアチニン及びeGFR			
特定保健指導	動機付け支援	初回面接時(個別面接 20 分等) 終了時評価(電話 5 分等)		
	積極的支援	初回面接の形態	個別支援等	
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180 ポイント以上
			主な実施形態 「標準的な健診・保健指導プログラム(令和8年度版)」を参照	(アウトカム評価) 主要達成目標等
		終了時評価の形態	電話 等	(プロセス評価) 個別支援 電話 等

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食 10 時間以上とする。)

※3 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。

※4 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA_{1c} (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査につ

いては、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

※6 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※7 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2	
		個別健診	集団健診		
特定健康 診査※1	基本的な健診の項目		8,000円	8,000円	・健診実施後に一括
	詳細な健 診の項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査	242円	242円	
		心電図検査	1,430円	1,430円	
		眼底検査	1,232円	1,232円	
		血清クレアチニン検査及びeGFR	121円	121円	
特定保健 指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)		8,470円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援		25,120円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目を実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

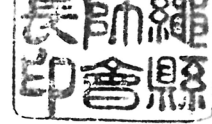
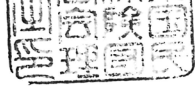
10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



令和8年度
健康診査委託契約書

沖縄県国民健康保険団体連合会ほか41市町村
一般社団法人 沖縄県医師会



令和8年度 健康診査委託契約書

沖縄県国民健康保険団体連合会ほか41市町村
一般社団法人 沖縄県医師会



令和 8 年度健康診査委託契約書

健康増進法第 17 条に位置付けられる健康増進事業及び第 19 条の 2 の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づき実施する健康診査について、沖縄県国民健康保険団体連合会ほか別紙 1「委託元保険者一覧表」に示す保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、健康増進法第 17 条に位置づけられる健康増進事業及び第 19 条の 2 の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づき、別紙 2「健診内容表」のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙 3「実施機関一覧表」のとおり）で行うものとする。

3 健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、健康増進法第 17 条に位置づけられる健康増進事業及び第 19 条の 2 の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づく健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚した生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲に委託を受けて決済を代行する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。

5 集団健診の実施に際し、各保険者は会場毎の予定受診者数の事前把握と確保を行うために十分な告知等の対策を講じ、実施にあたっては実施機関と十分協議の上実施する。

6 乙は、第 4 条に掲げる契約期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、住所、適格請求書発行事業者登録番号等の変更、又は、実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて甲へ通知するものとし、甲は、当通知をもって承認できるものとする。

（対象者）

第 3 条 実施機関は、健康診査を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する健康診査受診案内ハガキ等を提示した上で、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者（40 歳未満及び生活保護受給者等）を対象とするものとし、受診券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- (1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）
- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
- (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認

(4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙4「内訳書」のとおりとする。ただし、施設型を個別健診とし、巡回型を集団健診とする。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち健康診査受診案内ハガキ等に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4「内訳書」に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（CD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該健康診査に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

2 実施機関が健康診査受診案内ハガキ等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する健康診査は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

3 実施機関において、健康診査受診案内ハガキ等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該健康診査に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各市町村において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」に関する乙および実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果から、健診・保健指導に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、他方の当事者に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方の当事者の信用を毀損し、又は他方の当事者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明・確約に関して他方の当事者に虚偽の申告をしたことが判明し、契約を継続することが不適切である場合には、他方の当事者は本契約を解除することができるものとする。

4 第3項の定めにより、契約解除された当事者に損害が生じた場合には、他方の当事者になんらかの請求をしないものとする。又、契約解除した当事者に損害が生じたときは、他方の当事者がその責任を負うものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第16条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した特定健康診査について、乙が特定健康診査の結果に係るデータ（画像データ等の乙のみが保有するデータも含む）を有している場合は、乙は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委託者（甲） 沖縄県国民健康保険団体連合会
ほか41保険者

契約代表 沖縄県那覇市西3-14-18

沖縄県国民健康保険団体連合会

理事長 比嘉孝則



受託者（乙） 沖縄県南風原町字新川218-9

一般社団法人 沖縄県医師会

会長 田名毅



※別紙3「実施機関一覧表については、67～73頁に掲載されております。

委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別	備考 ※1
1	470013	那覇市	那覇市泉崎1丁目1番1号	○	○	
2	470039	うるま市	うるま市みどり町一丁目1番1号	○	○	
3	470047	沖縄市	沖縄市仲宗根町26番1号	○	○	
4	470054	宜野湾市	宜野湾市野嵩一丁目1番1号	○	○	
5	470062	宮古島市	宮古島市平良字西里1140番地	○	○	
6	470070	石垣市	石垣市字真栄里672番地	○	○	
7	470088	浦添市	浦添市安波茶1丁目1番1号	○	○	
8	470096	名護市	名護市港一丁目1番1号	○		
9	470104	糸満市	糸満市潮崎町1丁目1番	○	○	
10	470112	国頭村	国頭村字辺土名121番地	○	○	
11	470120	大宜味村	大宜味村字大兼久157番地	○	○	
12	470138	東村	東村字平良804番地	○	○	
13	470146	今帰仁村	今帰仁村字仲宗根219番地	○	○	
14	470153	本部町	本部町字東5番地	○	○	
15	470161	恩納村	恩納村字恩納2451	○	○	
16	470179	宜野座村	宜野座村字宜野座296番地	○		
17	470187	金武町	金武町字金武1番地	○	○	
18	470195	伊江村	伊江村字東江前38番地	○	○	
19	470237	読谷村	読谷村字座喜味2901	○	○	
20	470245	嘉手納町	嘉手納町字嘉手納588番地	○	○	
21	470252	北谷町	北谷町字桑江一丁目1番1号	○	○	
22	470260	北中城村	北中城村字喜舎場426番地2	○	○	
23	470278	中城村	中城村字当間585番地1	○	○	

委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別	備考 ※1
24	470286	西原町	西原町字与那城140番地の1	○	○	
25	470294	豊見城市	豊見城市宜保一丁目1番地1	○	○	
26	470302	八重瀬町	八重瀬町字東風平1188番地	○	○	
27	470351	与那原町	与那原町字上与那原16番地	○	○	
28	470377	南風原町	南風原町字兼城686番地	○	○	
29	470385	久米島町	久米島町字比嘉2870番地	○	○	
30	470401	渡嘉敷村	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	○	○	
31	470419	座間味村	座間味村字座間味109番地	○	○	
32	470427	栗国村	栗国村字東483番地	○	○	
33	470435	渡名喜村	渡名喜村1917番地の3	○	/	
34	470445	南大東村	南大東村字南144番地1	○	○	
35	470450	北大東村	北大東村字中野218番地	○	○	
36	470468	伊平屋村	伊平屋村字我喜屋251番地	○	○	
37	470476	伊是名村	伊是名村字仲田 1687 番地 22	○	○	
38	470526	多良間村	多良間村字仲筋99番地の2	○	/	
39	470534	竹富町	石垣市美崎町11番地1	○	/	
40	470542	与那国町	与那国町字与那国129番地	○	○	
41	470559	南城市	南城市佐敷字新里1870番地	○	○	

※1 委託元保険者がインボイス制度対応を必要とする場合「○」を記入。

健診内容表

区分		内容		
特定健康診査※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪	どちらかの項目の実施で可
			随時中性脂肪※2	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール※3	
	肝機能検査	AST(GOT)		
		ALT(GPT)		
		γ-GT(γ-GTP)		
	血糖検査	空腹時血糖	どちらかの項目の実施で可	
		随時血糖		
		ヘモグロビン A 1 c		
	尿検査 ※4	糖		
		蛋白		
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
追加健診の項目	眼底検査			
	尿潜血 ※4			
	尿酸			
		血清クレアチニン検査及び eGFR		

- ※1 実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食 10 時間以上とする。)
- ※3 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用を支払われない)。
- ※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内訳書

健診項目				1人当たりの委託料単価 (税込)		
				集団健診	個別健診	
基本的な健診の項目	質問 (問診)		○	7,500円	8,000円	
	理学的所見 (身体診察)		○			
	計測	身長				○
		体重				○
		BMI				○
		腹囲				○
		血圧				○
	脂質	空腹時中性脂肪				○
		随時中性脂肪				
		HDL-コレステロール				○
		LDL-コレステロール				○
		Non-HDL-コレステロール				
	肝機能	GOT				○
		GPT				○
γ-GTP			○			
代謝系	空腹時血糖		○			
	随時血糖					
	尿糖		○			
	ヘモグロビン A1c		○			
腎機能	尿蛋白		○			
詳細な健診の項目	貧血検査	ヘマトクリット値	□	229円	242円	
		血色素測定	□			
		赤血球数	□			
	心電図検査	12誘導心電図		□	1,358円	1,430円
	眼底検査	眼底検査		□	585円	1,232円
追加健診項目	尿潜血		○	121円	121円	
	尿酸		○			
	血清クレアチニン検査 及び eGFR		○			

※ ○…必須項目

※ □…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用 273 円を差し引いた金額を甲に請求することとする

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



令和8年度
長寿健康診査委託契約書

沖縄県後期高齢者医療広域連合
一般社団法人 沖縄県医師会



令和8年度

長寿健康診査委託契約書

沖縄県後期高齢者医療広域連合

一般社団法人沖縄県医師会



長寿健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 125 条に基づき実施する長寿健康診査について、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と、一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、長寿健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙 1 の健診内容表のとおりとする。

- 2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙 2 の実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。
- 3 乙は、第 4 条に掲げる契約期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、住所等の変更、又は、実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて甲へ通知するものとし、甲は、当通知をもって承認できるものとする。

（対象者）

第 3 条 長寿健康診査の対象者は甲の被保険者であり、(a)実施機関に対して甲の発行する長寿健康診査受診券を提示した上で、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者を対象とし、実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- (1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）
- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
- (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
- (4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認
- (5) 有効期限内の被保険者証の確認

（契約期間）

第 4 条 この契約の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託料及び契約保証金）

第 5 条 委託料は、別紙 3 の内訳書のとおりとする。

- 2 契約保証金については沖縄県後期高齢者医療広域連合契約規則第 4 条第 1 項第 9 号により免除するものとする。

(消費税法等の改正に伴う委託料の取扱い)

第6条 この契約において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率又は地方税法第72条の83に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した長寿健康診査に係る委託料は変更後の消費税率を適用して計算する。

(委託料の請求)

第7条 乙若しくは実施機関は、長寿健康診査については実施後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、甲の委託を受けて決済する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

4 長寿健康診査において、乙若しくは実施機関は、第2項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、長寿健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、長寿健康診査受診結果通知表と併せて、健診結果の見方などの情報を提供するものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月の金融機関の最終営業日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々の金融機関の最終営業日。）までに、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じてそれぞれ別紙3の内訳書に定める額を支払うものとする。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた額については、当該額を支払った者に対し当該実施機関が有する債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第9条 実施機関において、オンライン資格確認等と長寿健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、オンライン資格確認等と長寿健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、長寿健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙及び実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、長寿健康診査の記録の漏えいを防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4の個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添)及び沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第5号)等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイダンス等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 甲は、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状

況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 16 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

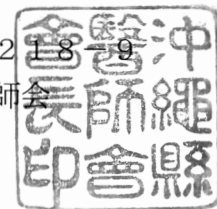
甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

委託者 (甲) 沖縄県うるま市石川石崎
沖縄県後期高齢者医療広
広域連合長 中村 正人



受託者 (乙) 沖縄県南風原町字新川 2
一般社団法人沖縄県医師会
会長 田名 毅



※別紙 2 「委託元保険者一覧表」については、67～73 頁に掲載されております。

健診内容表

区分		内容		
長 寿 健 康 診 査	基本的な健診の項目	後期高齢者の質問票を用いた問診※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			BMI	
			腹囲※2	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪	どちらかの項目の実施 で可
			随時中性脂肪 ※3	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール ※4	
		肝機能検査	AST	
			ALT	
			γ-GT	
	血糖検査	空腹時血糖 ※5	どちらかの項目の実施 で可	
		随時血糖 ※5		
		ヘモグロビンA1c		
	尿検査 ※6	糖		
		蛋白		
	追加健診の項目	尿潜血 ※6		
		尿酸		
		血清クレアチニン ※9		
eGFR ※9				
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目) ※7	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査 ※8			
	眼底検査			

※1 当該質問票は高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版(令和6年3月)で定める質問票を使用し、当該機関にて準備する。

※2 腹囲については、可能な限り実施することとする。

※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食10時間以上とする。)

※4 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※5 食後開始から10時間以上を空腹時血糖、食後開始から3.5時間以上かつ10時間未満を随時血糖とする。

- ※6 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用を支払われない）。
- ※7 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※8 心電図検査においては、前年の健診結果等の有無に関係なく循環器疾患などの疑いがある場合に実施することとする。
- ※9 血清クレアチニン（eGFR を含む）については、これまで通り追加項目として行うこととする。

内訳表

長寿健康診査項目				令和8年度1人当たりの 委託料単価（消費税含む）	
				集団健診	個別健診
基本的な健診の項目	質問（問診）		○	7,500円	8,000円
	理学的所見（身体診察）		○		
	計測	身長	○		
		体重	○		
		BMI	○		
		腹囲	△		
		血圧	○		
	脂質	空腹時中性脂肪	○		
		随時中性脂肪			
		HDL-コレステロール	○		
		LDL-コレステロール （Non-HDLコレステロール）	○		
	肝機能	AST	○		
		ALT	○		
		γ-GT	○		
代謝系	空腹時血糖（随時血糖）	○			
	尿糖	○			
	ヘモグロビンA1c	○			
腎機能	尿蛋白	○			
追加健診項目	尿潜血	○	121円	121円	
	尿酸	○			
	血清クレアチニン（eGFRを含む）	○			
詳細健診項目 （医師の判断による追加項目）	貧血検査	ヘマトクリット値	□	229円	242円
		血色素測定	□		
		赤血球数	□		
	心電図検査		□	1,358円	1,430円
	眼底検査		□	585円	1,232円

- ※ ○・・・必須項目 △・・・可能な限り実施 □・・・医師の判断に基づき実施する項目
- ※ 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査を実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用273円を差し引いた金額を甲に請求することとする。
- ※ 貧血検査：国の基準に基づき医師が認める場合に実施することとする。また、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 心電図検査：医師が認める場合に実施することとする。また、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

個人情報取扱注意事項

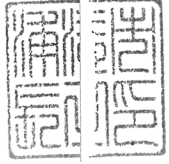
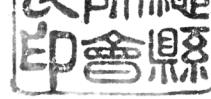
1 基本的事項	乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
2 秘密の保持	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3 収集の制限	(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。
4 利用及び提供の制限	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
5 適正管理	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
6 再委託の禁止	乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。
7 資料等の返還等	乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
8 従事者への周知	乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
9 実地調査	甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。
10 事故報告	乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

期療印
後醫長
泉者治
繩齡域
冲高広

冲繩縣
醫事會
會長印

令和8年度
詳細健診業務委託契約書

浦 添 市
一般社団法人 沖縄県医師会



令和8年度
詳細健診業務委託契約書



浦 添 市
一般社団法人 沖縄県医師会

浦添市 市長 松本哲治（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会 会長 田名毅（以下「乙」という。）との間に、詳細健診業務について、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は詳細健診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（定 義）

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 健康診査 健康増進法第17条に位置づけられる健康増進事業及び第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づき実施するものをいう。
- （2） 集合契約 沖縄県国民健康保険団体連合会ほか42保険者と一般社団法人沖縄県医師会との間で契約した「令和8年度特定健康診査委託契約書」および沖縄県国民健康保険団体連合会ほか41市町村と一般社団法人沖縄県医師会との間で契約した「令和8年度健康診査委託契約書」のことをいう。
- （3） 詳細健診 集合契約に定められている詳細な健診の項目のうち、眼底検査を除く項目のことをいう。

（委託業務の内容）

第3条 甲が乙に委託する業務の内容は別紙1のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の中で集合契約を締結している医療機関（以下「実施機関」という。別紙3 実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

（契約期間）

第4条 契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 浦添市契約規則第6条第1項第8号により免除とする。

（個人負担の徴収）

第6条 個人負担は無料とし、その分を甲が負担する。

（対象者）

第7条 詳細健診は、実施機関に甲の発行する令和8年度特定健診・健康診査受診券または生活保護一般健診受診券（19歳以上の生活保護受給者）を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(委託料)

第8条 委託料は、別紙1『内訳書』のとおりとする。ただし、施設型を個別健診とし、巡回型を集団健診とする。

(委託料の請求)

第9条 乙若しくは実施機関は、詳細健診については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、別紙1内訳書に定める支払い条件に基づき、沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

2 前項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第10条 甲は、乙若しくは実施機関から第9条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、第9条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第9条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第11条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券（健康診査受診券を兼ねる）の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要（別紙3 実施機関一覧「詳細項目」参照）」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第13条 乙及び実施機関は甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第14条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第15条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙2『個人情報取扱注意事項』や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年12月20日条例第20号）に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第16条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第17条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解

除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関に公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 18 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

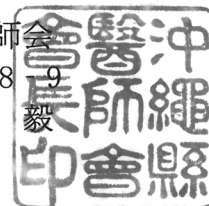
甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

委託者 (甲) 浦 添 市
浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
市 長 松 本 哲 治



受託者 (乙) 一般社団法人 沖縄県医師会
沖縄県南風原町字新川 218-9
会 長 田 名 毅



※別紙 3 「実施機関一覧表については、67～73 頁に掲載されております。

内訳書

詳細な健診の項目		1人当たりの委託料単価 (消費税及び地方消費税を含む)	
		集団健診	個別健診
貧血検査	ヘマトクリット値	229 円	242 円
	血色素測定		
	赤血球数		
心電図検査	12 誘導心電図	1,358 円	1,430 円

<注意事項>

- 1 特定健診と詳細健診の実施機関と実施日は同じとする。ただし、第12条ただし書に該当する場合はその限りではない。その場合、委託料の請求は特定健診を実施した実施機関がまとめて行うものとする。
- 2 特定健診を受診した際、「令和8年度特定健診・健康診査受診券」部分を、医療機関で確実に切り離し回収する。また、医療機関が、受診券左下部に受診日を記入すること。
- 3 特定健診を受けずに詳細健診を受けることはできない。
- 4 詳細健診を医師の判断により実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。ただし、受診者の希望により実施する場合は理由を詳述する必要はない。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報及び保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

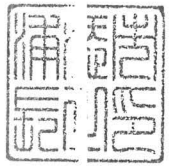
乙は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他にもらしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



令和8年度
実施機関一覧表

実施機関一覧表

施設数	地区医師会名	施設数 (地区)	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3							請求事務委託先	登録番号	登録年月日	取消し 年月日	オンライン 資格確認 による受付 の可否	
								特定健康診査		特定保健指導										
								実施形態	詳細項目※4	動機付け支援	積極的支援	診当日初回面接※	集団健診	個別健診						貧血
1	北部地区医師会	1	4710910508	北部地区医師会病院	905-8611	沖縄県名護市宇字茂佐 1712-3	0980-52-0777	○	○	○	○	○	○	○			T8360005003260	令和5年10月1日		
2	北部地区医師会	2	4712110552	医) 野毛会 もとぶ野毛病院	905-0212	沖縄県本部町字大浜 880-1	0980-47-3001	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T8360005003403	令和5年10月1日		○	
3	北部地区医師会	3	4712110255	医) 博寿会 もとぶ記念病院	905-0206	沖縄県本部町字石川972番地	0980-51-7007	○	○	△	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T3360005003372	令和5年10月1日		○	
4	北部地区医師会	4	4712110487	医) 光風会 北山病院	905-0428	沖縄県今帰仁村字今治 307	0980-56-2339	○	○	△	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T7360005003402	令和5年10月1日		○	
5	北部地区医師会	5	4712110545	医) ユカリア沖縄 かなん病院	904-1304	沖縄県宜野座村字漢那 469	098-968-3661	○	○	○	○	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T3360005003439	令和5年10月1日			
6	北部地区医師会	6	4710911431	あき内科クリニック	905-0006	沖縄県名護市宇字茂佐919-7 1F	0980-45-0088	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)					
7	北部地区医師会	7	4710911407	医療法人 うりずん診療所	905-0005	沖縄県名護市為又69	0980-54-6633	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)				○	
8	北部地区医師会	8	4710910417	医) 蓮天産婦人科医院	905-0017	沖縄県名護市中大3-1-5	0980-53-0131	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T8360005003238	令和5年10月1日		○	
9	北部地区医師会	9	4710911118	医) 一宜会 大内内科・胃腸科クリニック	905-0018	沖縄県名護市中大 3-1-48	0980-53-5455	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T1360005003515	令和5年10月1日		○	
10	北部地区医師会	10	4710911266	医) 桜風会 おおにし医院	905-0013	沖縄県名護市城2-10-16	0980-43-0200	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T1360005004802	令和5年10月1日			
11	北部地区医師会	11	4710911100	かじまやりソートクリニック	905-0011	沖縄県名護市宮里518-2	0980-51-1197	○	○	○	△	○			ファルコバイオシステムズ	T281027293739	令和5年10月1日		○	
12	北部地区医師会	12	4710911423	クリニック和睦	905-0016	沖縄県名護市大東1-15-6	0980-43-0418	○	○	○	△	○			BML	T4360005003223	令和5年10月1日		○	
13	北部地区医師会	13	4710911316	たいら内科クリニック	905-0011	沖縄県名護市宮里6-8-7	0980-53-0033	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)				○	
14	北部地区医師会	14	4710910698	医) 結護会 中央外科クリニック	905-0013	沖縄県名護市城1-1-12	0980-52-2118	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T7360005003237	令和5年10月1日		○	
15	北部地区医師会	15	4710911142	医) 錦秋会 どう脳神経外科	905-0006	沖縄県名護市宇字茂佐1746-6	0980-54-2828	○	○	○	○	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)				○	
16	北部地区医師会	16	4710911399	名護市久志診療所	905-2264	沖縄県名護市宇字三原64番地7	0980-55-8886	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T8360005003260	令和5年10月1日		○	
17	北部地区医師会	17	4710911274	名護市屋我地診療所	905-1632	沖縄県名護市宇字鏡平名 460-1	0980-52-8887	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T8360005003260	令和5年10月1日		○	
18	北部地区医師会	18	4710911449	なんくる内科	905-1143	沖縄県名護市宇字真喜屋311番地	0980-43-6934	○	○	○	△	○	○		北部地区医師会病院(健康管理センター)				○	
19	北部地区医師会	19	4710910524	医) 道芝の会 平安山医院	905-0006	沖縄県名護市宇字茂佐 1702-1	0980-52-6895	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)				○	
20	北部地区医師会	20	4710911019	医) 蔭山会 北部山里クリニック	905-0015	沖縄県名護市大南2-12-26	0980-52-1119	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)					
21	北部地区医師会	21	4710911472	みちこ女性クリニック	905-1147	沖縄県名護市宇字田井等774番地	0980-43-8770	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)				○	
22	北部地区医師会	22	4710911217	やんぱる協同クリニック	905-0019	沖縄県名護市大北五丁目3-2	0980-52-1001	○	○	○	△	○				T5360005000467	令和5年10月1日		○	
23	北部地区医師会	23	4710911068	医) 賢信会 ゆうクリニック	905-0009	沖縄県名護市宇字茂佐の森1-1-5	0980-54-8010	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T7360005003501	令和5年10月1日		○	
24	北部地区医師会	24	4712110651	やまだクリニック	905-0212	沖縄県本部町字大浜 874-15	0980-47-6660	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T810018125057	令和5年10月1日		○	
25	北部地区医師会	25	4712110602	今帰仁診療所	905-0414	沖縄県今帰仁村字謝名139	0980-56-3581	○	○	○	△	○	○	○	北部地区医師会病院(健康管理センター)	T4810538651169	令和5年10月1日		○	
26	北部地区医師会	26	4712110362	国頭村立診療所	905-1411	沖縄県国頭村宇字辺土名 1437	0980-41-5380	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T7360005004301	令和5年10月1日		○	
27	北部地区医師会	27	4712110685	東村立診療所	905-1204	沖縄県東村字平良804番地	0980-51-2200	○	○	○	△	○			北部地区医師会病院(健康管理センター)	T8360005003260	令和5年10月1日		○	
28	北部地区医師会	28	4712110693	大宜味村立診療所	905-1311	沖縄県大宜味村字塩屋1306-62	0980-50-5450	○	○	○	△	○				T5810938446894	令和5年10月1日		○	
29	北部地区医師会	29	4712110529	伊江村立診療所	905-0502	沖縄県伊江村字東江前459	0980-49-2054	○	○	○	△	○							○	
30	北部地区医師会	30	4712110677	医療法人 おまくりクリニック	904-1201	沖縄県金武町字金武 4790-1	098-968-5017	○	○	○	△	○			BML				○	
31	北部地区医師会	31	4712110628	医療法人 きんクリニック	904-1201	沖縄県金武町字金武 94	098-968-2145	○	○	○	△	○			中部地区医師会	T6360005003502	令和5年10月1日		○	
32	北部地区医師会	32	4712110784	アスポメディカルクリニック	904-1201	沖縄県金武町字金武 10897	098-968-4684	○	○	○	○	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター	T5360005002026	令和5年10月1日		○	
33	北部地区医師会	33	4712110610	医) 恩和会 恩納クリニック	904-0411	沖縄県恩納村字恩納6329	098-968-8115	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
34	北部地区医師会	34	4712110735	西大條診療所	904-0412	沖縄県恩納村字谷茶565-1	098-966-1100	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター	T8360005002015	令和5年10月1日		○	
35	中部地区医師会	1	4710411549	医療法人 安心会 愛聖クリニック	904-2171	沖縄県沖縄市高原5-15-11	098-939-5114	○	○	○	○	○	○			T5360005002315	令和5年10月1日		○	
36	中部地区医師会	2	4710412398	医療法人 持望主会 安立医院	904-0034	沖縄県沖縄市山内1-7-5	098-933-6200	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
37	中部地区医師会	3	4710411093	医療法人 さくら会 アワセ第一医院	904-2172	沖縄県沖縄市泡瀬2丁目54番26号	098-937-5536	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター	T8360005002015	令和5年10月1日		○	
38	中部地区医師会	4	4710411341	医療法人タビック 沖縄リハビリテーションセンター病院	904-2173	沖縄県沖縄市比屋根2丁目15番1号	098-982-1777	○	○	○	○	○	○			T5360005002315	令和5年10月1日		○	
39	中部地区医師会	5	4710412281	医療法人 至政会 嘉数医院	904-0032	沖縄県沖縄市諸見里 1-26-2	098-930-0090	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
40	中部地区医師会	6	4710411812	医療法人緑風会 岸本内科クリニック	904-2142	沖縄県沖縄市登川1-1-24	098-934-7770	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
41	中部地区医師会	7	4710412216	医療法人 心和会 潮平病院	904-0021	沖縄県沖縄市胡里1-17-1	098-937-2054	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター	T7360005002115	令和5年10月1日		○	
42	中部地区医師会	8	4710412984	医療法人 敬愛会 翔南病院	904-0034	沖縄県沖縄市山内3-14-28	098-930-3020	○	○	○	○	○				T2360005002004	令和5年10月1日		○	
43	中部地区医師会	9	4710412190	社会医療法人 敬愛会 ちばなクリニック	904-2143	沖縄県沖縄市知花6丁目25番15号	098-939-5477	○	○	○	○	○				T2360005002004	令和5年10月1日		○	
44	中部地区医師会	10	4710412844	沖縄医療生活協同組合 中部協同病院	904-2153	沖縄県沖縄市美里1-31-15	098-938-8828	○	○	○	○	○				T5360005000467	令和5年10月1日		○	
45	中部地区医師会	11	4710412760	医療法人 徳洲会 ソフィアクリニック	904-0012	沖縄県沖縄市安慶田3丁目11番30号	098-923-2110	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター	T1120005005403	令和5年10月1日		○	
46	中部地区医師会	12	4710411515	医療法人 奨進会 東部クリニック	904-2174	沖縄県沖縄市与楯3-9-1	098-932-0111	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
47	中部地区医師会	13	4710411820	医療法人 康陽会 仲宗根クリニック	904-2171	沖縄県沖縄市高原7-23-14	098-933-8000	○	○	○	○	○	○			T3360005002028	令和5年10月1日		○	
48	中部地区医師会	14	4710412414	なかみわニュークリニック	904-2161	沖縄県沖縄市古謝2-21-29	098-929-1000	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
49	中部地区医師会	15	4710412646	医療法人 よしはる会 登川クリニック	904-2142	沖縄県沖縄市登川2-24-2	098-937-0123	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	
50	中部地区医師会	16	4710412604	医療法人 芳韻の会 はた内科クリニック	904-2155	沖縄県沖縄市美原3-22-8	098-987-5201	○	○	○	△	○			一般社団法人 中部地区医師会検診センター				○	

施設数	地区医師会名	施設数 (地区)	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3							請求事務委託先	登録番号	登録年月日	取消し 年月日	オンライン 資格確認 による 受付の 可否							
								特定健康診査		特定保健指導		診当日 初回面接※														
								実施形態	詳細項目※4	実施形態	詳細項目※4															
								個別健診	集団健診	貧血	心電図	眼底	クレアチニン	動機付け支援	積極的支援											
151	浦添市医師会	15	4710812407	サンパーク胃腸内科クリニック	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-1-3 行カルブレス伊祖5F	098-878-3511	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター					○					
152	浦添市医師会	16	4710811599	しみず胃腸内科21	901-2126	沖縄県浦添市宮城6-1-15浦添マイカルプラザ3F	098-879-0021	○	○	○	△	○				CRC						○				
153	浦添市医師会	17	4710811268	下地内科	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-2-1	098-874-7007	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター							○			
154	浦添市医師会	18	4710812043	城間クリニック	901-2102	沖縄県浦添市前田564-1	098-878-8213	○	○	○	△	○				ファルコバイオシステムズ							○			
155	浦添市医師会	19	4710810203	末吉内科外科胃腸科医院	901-2121	沖縄県浦添市内間4-1-18	098-878-2271	○	○	○	△	○				ファルコバイオシステムズ							○			
156	浦添市医師会	20	4710812290	てだこ清西駅循環器・糖尿病クリニック	901-2101	沖縄県浦添市西原6-12-9 EsanTerrace浦西2F	098-988-0158	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター							○			
157	浦添市医師会	21	4710812340	てだこ駅前クリニック	901-2102	沖縄県浦添市前田3-13-28 マイカルプラザてだこ浦西4F	098-963-4870	○	○	○	△	○				CRC							○			
158	浦添市医師会	22	4710810609	同仁病院	901-2133	浦添市城間1-37-12	098-876-2212	○	○	○	○	○	○	○	○			5360005002505	令和5年10月1日				○			
159	浦添市医師会	23	4710810963	徳山クリニック	901-2131	沖縄県浦添市牧港2-46-12-102	098-942-1001	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター	4360005002415	令和5年10月1日					○			
160	浦添市医師会	24	4710811136	徳山内科医院	901-2113	沖縄県浦添市大平1-1-11	098-875-8700	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター							○			
161	浦添市医師会	25	4710812373	TONRI CLINIC	901-2101	沖縄県浦添市西原2-4-1 P's SQUARE203	098-975-5112	○	○	○	△	○				CRC							○			
162	浦添市医師会	26	4710810757	なかそわ内科・循環器科	901-2121	沖縄県浦添市内間4-1-2	098-874-1155	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター								○		
163	浦添市医師会	27	4710810716	内科・小児科なかざとクリニック	901-2133	沖縄県浦添市城間3-2-2	098-875-1126	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター								○		
164	浦添市医師会	28	4710812286	名嘉村クリニック	901-2132	沖縄県浦添市伊祖3-8-15	098-870-8600	○	○	○	△	○	○	○		那覇市医師会立生活習慣病検診センター	4360005002712	令和5年10月1日						○		
165	浦添市医師会	29	4710812316	にぬふあぶし診療所	901-2131	沖縄県浦添市牧港1-10-1	098-875-8888	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター	2360005002490	令和5年10月1日						○		
166	浦添市医師会	30	4710811375	パークウー内科	901-2104	沖縄県浦添市当山2-2-11-301	098-875-0890	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター	3810252136515	令和5年10月1日						○		
167	浦添市医師会	31	4710811441	ひがハートクリニック	901-2134	沖縄県浦添市港川2-23-2	098-875-4810	○	○	○	△	○				CRC								○		
168	浦添市医師会	32	4710812258	ひびき内科クリニック	901-2111	沖縄県浦添市経塚786 経塚クリニックビル1F 101号	098-943-2666	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター								○		
169	浦添市医師会	33	4710812241	まえたかクリニック	901-2102	沖縄県浦添市前田1-48-1 コーポ石川 2F	098-917-5542	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
170	浦添市医師会	34	4710810153	牧港中央病院	901-2131	沖縄県浦添市牧港1199	098-877-0575	○	○	○	△	○				中部地区医師会立成人病検診センター	2360005002490	令和5年10月1日						○		
171	浦添市医師会	35	4710810211	嶺井第一病院	901-2113	沖縄県浦添市大平466	098-877-5806	○	○	○	△	○					7360005002494	令和5年10月1日						○		
172	浦添市医師会	36	4710811425	みやぎ内科循環器科ファミリークリニック	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-3-6-1	098-871-3088	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
173	那覇市医師会	1	4710117389	愛和ファミリークリニック	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち3-6-3	098-941-7255	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T1360005001064	令和5年10月1日						○		
174	那覇市医師会	2	4710115397	曙クリニック	900-0002	沖縄県那覇市曙3-20-14	098-863-5858	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T4810169043406	令和5年10月1日						○		
175	那覇市医師会	3	4710115520	あじとみクリニック	901-0145	沖縄県那覇市高良1-10-7 1F	098-859-5888	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
176	那覇市医師会	4	4710119373	安謝ファミリークリニック	900-0002	沖縄県那覇市曙2-9-2	098-869-0600	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T5360005000376	令和5年10月1日						○		
177	那覇市医師会	5	4710113434	新垣クリニック	900-0012	沖縄県那覇市泊1-13-1	098-864-1330	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
178	那覇市医師会	6	4710118714	あらかし内科クリニック	900-0023	沖縄県那覇市建辺11-3-64 2F	098-851-7828	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
179	那覇市医師会	7	4710113673	医療法人善善会 新川クリニック	902-0065	沖縄県那覇市壺屋1-2-16	098-863-1511	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T2360005000362	令和5年10月1日						○		
180	那覇市医師会	8	4710113871	伊集内科医院	900-0033	沖縄県那覇市久米2-10-15	098-864-1188	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
181	那覇市医師会	9	4710116072	一級内科胃腸科クリニック	901-0152	沖縄県那覇市小禄5-14-5	098-858-5005	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
182	那覇市医師会	10	4710119472	いらはクリニック	901-0156	沖縄県那覇市田原1-9-2	098-859-5586	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
183	那覇市医師会	11	4710119738	医療法人社団明康会 いろのクリニック	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2-7-2	098-855-2130	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T3040005001152	令和5年10月1日						○		
184	那覇市医師会	12	4710117179	うえぼるクリニック	901-0153	沖縄県那覇市宇栄原678番地	098-852-0037	○	○	△	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
185	那覇市医師会	13	4710116890	医療法人十全会おおうクリニック	901-0145	沖縄県那覇市高良3-5-22	098-859-1941	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T7360005001678	令和5年10月1日						○		
186	那覇市医師会	14	4710117401	医療法人おもと会 大浜第一病院	900-0005	沖縄県那覇市天久1000	098-866-5171	○	○	○	○	○	○	○	○			T6360005000359	令和5年10月1日						○	
187	那覇市医師会	15	4718110184	沖縄赤十字病院	902-0076	沖縄県那覇市与儀1-3-1	098-853-3134	○	○	○	○	○	○	○	○			T6010405002452	令和5年10月1日						○	
188	那覇市医師会	16	4710114515	医療法人善仁会 沖縄セントラル病院	902-0076	沖縄県那覇市与儀1-26-6	098-854-5511	○	○	○	○	○					T5360005000392	令和5年10月1日							○	
189	那覇市医師会	17	4710116619	医療法人祥善会 おもろまちメディカルセンター	900-8556	沖縄県那覇市上之屋1-3-1	098-867-2116	○	○	○	○	○					T6360005000383	令和5年10月1日							○	
190	那覇市医師会	18	4710117617	おろくハートクリニック	901-0154	沖縄県那覇市赤嶺1-12-2 2階	098-852-8080	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
191	那覇市医師会	19	4710114044	医療法人緑寿会 小禄病院	901-0152	沖縄県那覇市字小禄547-1	098-857-8713	○	○	○	○	○	○	○	○			T9360005000430	令和5年10月1日							○
192	那覇市医師会	20	4710118755	かいせいクリニック	901-0147	沖縄県那覇市宮城11-18-13階	098-858-5577	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T4810082436216	令和5年10月1日							○	
193	那覇市医師会	21	4710115124	開邦クリニック	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵2-4-14	098-832-3259	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T1810247272219	令和5年10月1日							○	
194	那覇市医師会	22	4710119449	嘉数胃腸科内科医院	902-0074	沖縄県那覇市仲井真379-2	098-832-1111	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
195	那覇市医師会	23	4710119308	かかざハートクリニック	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち4-16-5 サンライズGINOZA301	098-894-8826	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
196	那覇市医師会	24	4710119795	医療法人緑寿会 がきやクリニック	902-0077	沖縄県那覇市長田2-25-14	098-832-8801	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
197	那覇市医師会	25	4710116866	かつれん内科クリニック	900-0004	沖縄県那覇市銘苅3-9-18	098-860-8615	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
198	那覇市医師会	26	4710119159	金井医院	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3-218-3 1階	098-884-8249	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		
199	那覇市医師会	27	4710116767	かなぐすくクリニック	901-0155	沖縄県那覇市字金城5-16-13	098-857-7788	○	○	△	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター	T4360005001680	令和5年10月1日							○	
200	那覇市医師会	28	4710119829	がなは頭痛脳神経クリニック	902-0063	沖縄県那覇市三原1-28-12	098-832-3235	○	○	○	△	○				那覇市医師会立生活習慣病検診センター								○		

施設数	地区医師会名	施設数 (地区)	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3						請求事務委託先	登録番号	登録年月日	取消し 年月日	オンライン 資格確認 による受付 の可否
								特定健康診査		特定保健指導								
								実施形態	詳細項目※4	動機付け支援	積極的支援	診当日初回面接※	集団健診					
251	那覇市医師会	79	4710115728	平田胃腸科内科	900-0004	沖縄県那覇市銘苅3-22-33	098-869-7272	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
252	那覇市医師会	80	4710117690	ヒルズガーデンクリニック	902-0062	沖縄県那覇市松川20-1	098-855-0333	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター	T881029165727	令和5年10月1日	○
253	那覇市医師会	81	4710116791	医療法人社団輔仁会 輔仁クリニック	902-0062	沖縄県那覇市字松川301	098-855-6605	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター	T8360005001818	令和5年10月1日	○
254	那覇市医師会	82	4710116437	前田胃腸科医院	902-0063	沖縄県那覇市三原2-15-12	098-832-4889	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
255	那覇市医師会	83	4710117013	ましどり整形外科	902-0076	沖縄県那覇市与儀2-4-23	098-854-6215	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
256	那覇市医師会	84	4710114101	医療法人明峰会 真玉橋クリニック	902-0078	沖縄県那覇市識名1316-3	098-836-0123	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター	T7360005000416	令和5年10月1日	○
257	那覇市医師会	85	4710118086	医療法人善立会 まつおTCクリニック	900-0014	沖縄県那覇市松尾2丁目2番25-4号	098-861-8006	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
258	那覇市医師会	86	4710119357	嶺井医院	902-0067	沖縄県那覇市宇安里398	098-887-7646	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
259	那覇市医師会	87	4710114143	三原内科クリニック	902-0068	沖縄県那覇市三原2-30-5	098-836-3111	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
260	那覇市医師会	88	4710119571	医療法人べすま みやら内科クリニック	902-0068	沖縄県那覇市真嘉比1-7-1 2F	098-886-5858	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
261	那覇市医師会	89	4710119605	女性医師の胃・大腸カメラと内科ミルミルクリニック	902-0075	沖縄県那覇市国場271-1 3B	098-995-6569	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
262	那覇市医師会	90	4710119555	医療法人順心会 メディカルプラザ大道中央病院	902-0066	沖縄県那覇市字大道123	098-886-5678	○	○	○	○	○	○	○	那覇市医師会生活習慣病検診センター	T2360005000420	令和5年10月1日	○
263	那覇市医師会	91	4710114846	医療法人八重洲クリニック	900-0032	沖縄県那覇市松山2-23-13	098-861-8618	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター	T6360005000425	令和5年10月1日	○
264	那覇市医師会	92	4710118532	医療法人想思樹会 安木内科	902-0068	沖縄県那覇市真嘉比3-13-3	098-882-4300	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
265	那覇市医師会	93	4710115033	医療法人雄光会 山城消化器内科医院	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-18-22	098-832-3055	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
266	那覇市医師会	94	4710114572	山城整形外科眼科医院	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-18-22	098-836-1100	○	○	○	○	○	○	○	那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
267	那覇市医師会	95	4710118458	医療法人沖縄聖蹟会 ライフケアクリニック那覇	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2-3-8 ロイヤルハイム泉崎4F	098-832-1721	○	○	○	○	○			樹保健科学研究所			○
268	那覇市医師会	96	4710113251	一般財団法人琉球生命済生会 琉生病院	902-0066	沖縄県那覇市字大道56	098-885-5131	○	○	○	○	○	○	○		T7360005004301	令和5年10月1日	○
269	那覇市医師会	97	4710117203	若水クリニック	900-0005	沖縄県那覇市天久1-7-8 ゆうな1階	098-889-5005	○	○	○	○	○			那覇市医師会生活習慣病検診センター			○
270	那覇市立病院医師会	98	4710117153	地方独立行政法人 那覇市立病院	902-8511	沖縄県那覇市古島2-31-1	098-884-5111	○	○	○	○	○	○	○		T3360005001938	令和5年10月1日	○
271	南部地区医師会	1	4712311184	東風平第一医院	901-0411	沖縄県八重瀬町字友寄42	098-998-6987	○	○	○	○	○			(株)ファルコバイオシステムズ			○
272	南部地区医師会	2	4711110454	豊見城中央病院附属健康管理センター	901-0225	沖縄県豊見城市宇皇崎3-49	098-852-2000	○	○	○	○	○	○	○		T4360005000419	令和5年10月1日	○
273	南部地区医師会	3	4711110678	豊見城中央病院	901-0243	沖縄県豊見城市宇上田25	098-851-0501	○	○	○	○	○				T4360005000419	令和5年10月1日	○
274	南部地区医師会	4	4711010654	豆の木クリニック	901-0302	沖縄県糸満市宇瀬平764-1	098-995-3030	○	○	○	○	○			那覇市医師会			○
275	南部地区医師会	5	4711110405	うえず内科クリニック	901-0244	沖縄県豊見城市宇宜保2-7-1	098-891-6688	○	○	○	○	○						○
276	南部地区医師会	6	4711010530	西崎病院健康管理センター	901-0314	沖縄県糸満市宇座波371-1	098-992-0089	○	○	○	○	○				T2360005001419	令和5年10月1日	○
277	南部地区医師会	7	4712311028	沖縄県健康づくり財団附属診療所	901-1192	沖縄県南風原町宇宮平212	098-889-6474	○	○	○	○	○	○	○		T1360005001816	令和5年10月1日	○
278	南部地区医師会	8	4712311374	野原整形外科	901-1302	沖縄県与那原町宇上と那原341-2	098-946-1010	○	○	○	○	○			(株)ファルコバイオシステムズ			○
279	南部地区医師会	9	4711210098	みなみ野クリニック	901-1208	沖縄県南城市大里宇平良2584-2	098-945-8811	○	○	○	○	○				T23600050001889	令和5年10月1日	○
280	南部地区医師会	10	4712311531	与那原中央病院	901-1303	沖縄県与那原町宇上と那原2905	098-945-8101	○	○	○	○	○	○	○		T1360005001832	令和5年10月1日	○
281	南部地区医師会	11	4711110421	みやぎ内科	901-0223	沖縄県豊見城市宇翁長869	098-998-6100	○	○	○	○	○			(株)BML	T6810256858960	令和5年10月1日	○
282	南部地区医師会	12	4711010746	糸満協同診療所	901-0364	沖縄県糸満市宇瀬崎町2-1-10	098-992-3920	○	○	○	○	○				T5360005000467	令和5年10月1日	○
283	南部地区医師会	13	4711210197	沖縄メディカル病院	901-1414	沖縄県南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555	○	○	○	○	○			(株)ファルコバイオシステムズ	T5360005001620	令和5年10月1日	○
284	南部地区医師会	14	4711110272	空と海クリニック	901-0244	沖縄県豊見城市宇宜保370	098-840-2000	○	○	○	○	○			那覇市医師会			○
285	南部地区医師会	15	4712311846	南部徳洲会病院	901-0493	沖縄県八重瀬町字外間171-1	098-998-0309	○	○	○	○	○	○	○		T1120005005403	令和5年10月1日	○
286	南部地区医師会	16	4712311788	吉クリニック	901-1114	沖縄県南風原町宇神里495	098-888-5552	○	○	○	○	○			那覇市医師会	T9360005001890	令和5年10月1日	○
287	南部地区医師会	17	4712311838	ながみね内科	901-1303	沖縄県与那原町宇上と那原1121	098-882-0777	○	○	○	○	○			(株)ファルコバイオシステムズ			○
288	南部地区医師会	18	4711110017	とよみ生協病院	901-0293	沖縄県豊見城市宇真玉橋593-1	098-850-9003	○	○	○	○	○	○	○		T5360005000467	令和5年10月1日	○
289	南部地区医師会	19	4711110371	もりクリニック	901-0244	沖縄県豊見城市宇宜保2-1-5(2階)	098-856-1500	○	○	○	○	○			那覇市医師会			○
290	南部地区医師会	20	4711010548	かみやクリニック	901-0301	沖縄県糸満市宇阿波根1552-2	098-995-3377	○	○	○	○	○			那覇市医師会			○
291	南部地区医師会	21	4711110173	とよみクリニック	901-0201	沖縄県豊見城市宇真玉橋123	098-856-5700	○	○	○	○	○			(株)CRC	T3360005000790	令和5年10月1日	○
292	南部地区医師会	22	4712311077	一日橋医院	901-1111	沖縄県南風原町宇兼城497-1	098-889-7387	○	○	○	○	○			(株)CRC			○
293	南部地区医師会	23	4711110041	かでな内科医院	901-0241	沖縄県豊見城市宇豊見城753-2	098-850-5266	○	○	○	○	○			那覇市医師会			○
294	南部地区医師会	24	4712310996	上里整形外科	901-1111	沖縄県南風原町宇兼城401	098-888-2227	○	○	○	○	○			(株)CRC			○
295	南部地区医師会	25	4711010522	ひめゆりクリニック	901-0344	沖縄県糸満市宇伊原107-1	098-997-3702	○	○	○	○	○			那覇市医師会	T1120005005403	令和5年10月1日	○
296	南部地区医師会	26	4711110496	松岡医院	901-0213	沖縄県豊見城市宇高嶺395-56	098-850-7977	○	○	○	○	○			(株)CRC	T6360005000417	令和5年10月1日	○
297	南部地区医師会	27	4711210171	南城はこクリニック	901-1414	沖縄県南城市佐敷字津波古33	098-947-3722	○	○	○	○	○	○	○		T4360005004460	令和5年10月1日	○
298	南部地区医師会	28	4712311861	比嘉胃腸科内科	901-1116	沖縄県南風原町宇照屋362	098-882-7000	○	○	○	○	○				T4810424224262	令和5年10月1日	○
299	南部地区医師会	29	4712311945	はえばる耳鼻咽喉科	901-1105	沖縄県南風原町宇新川163	098-888-2233	○	○	○	○	○			(株)ファルコバイオシステムズ			○
300	南部地区医師会	30	4711010670	みなみしまクリニック	901-0302	沖縄県糸満市宇瀬平787-17	098-840-3730	○	○	○	○	○			(株)CRC			○

施設数	地区医師会名	施設数 (地区)	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3							請求事務委託先	登録番号	登録年月日	取消し 年月日	オンライン 資格確認 による受付 の可否		
								特定健康診査		特定保健指導		実施形態	詳細項目※4	動機付け支援 クレーアチニン						積極的支援	診当日初回面接※
								集団健診	個別健診	集団健診	個別健診										
301	南部地区医師会	31	4711010712	がじまる診療所	901-0305	沖縄県糸満市西崎2-26-6	098-851-3347	○	○	○	○	○			(株)BML	T3810230877717	令和5年10月1日		○		
302	南部地区医師会	32	4711010738	みんなのクリニック	901-0362	沖縄県糸満市字真栄里2029-11	098-840-3733	○	○	○	○	○			那覇市医師会				○		
303	南部地区医師会	33	471110488	朋友クリニック	901-0243	沖縄県豊見城市市上田1-17	098-840-2288	○	○	△	△	○			那覇市医師会				○		
304	南部地区医師会	34	4711110504	伊佐内科クリニック	901-0201	沖縄県豊見城市真玉橋285-1-4F	098-851-8828	○	○	○	△	○			保健科学研究所				○		
305	南部地区医師会	35	4712312042	南風内科クリニック	901-1117	沖縄県南風原町字津嘉山1490-3F	098-888-2121	○	○	○	△	○			保健科学研究所				○		
306	南部地区医師会	36	4711110363	とくとくクリニック	901-0241	沖縄県豊見城市豊見城444-2	098-851-0277	○	○	○	△	○			保健科学研究所				○		
307	南部地区医師会	37	4712311606	てるや整形外科	901-1117	沖縄県南風原町津嘉山1595	098-888-3636	○	○	△	△	○			(株)ファルコバイオシステムズ				○		
308	南部地区医師会	38	4712312174	なかだ内科クリニック	901-1304	沖縄県与那原町東浜93-3	098-944-2211	○	○	○	△	○			那覇市医師会				○		
309	南部地区医師会	39	4712312208	つかざんクリニック	901-1117	沖縄県南風原町字津嘉山1315-1	098-888-6789	○	○	○	△	○			(株)CRC				○		
310	南部地区医師会	40	4711210205	ロコモクリニック南城	901-0618	沖縄県南城市玉城字船越949-4	098-949-1155	○	○	○	△	○			(株)ファルコバイオシステムズ	T6810903741817	令和5年10月1日		○		
311	南部地区医師会	41	4712312133	やえせ整形外科	901-0405	沖縄県八重瀬町伊覇258-2	098-851-4888	○	△	△	△	○			(株)ファルコバイオシステムズ	T3360005001438			○		
312	南部地区医師会	42	4712312232	那覇内視鏡クリニック	901-1105	沖縄県南風原町字新川1217-4-2F	098-940-6080	○	○	○	△	○			(株)CRC				○		
313	南部地区医師会	43	4712312273	中村内科クリニック	901-1303	沖縄県与那原町字与那原3068-1	098-945-2587	○	○	○	△	○			那覇市医師会	T9810043412458	令和5年10月1日		○		
314	南部地区医師会	44	4711110777	とよむファミリークリニック	901-0203	沖縄県豊見城市長堂375-6	098-851-1717	○	○	○	△	△							○		
315	南部地区医師会	45	4711210221	あかし内科クリニック	901-1505	沖縄県南城市知念久原693-1F	098-947-3331	○	○	○	△	○			(株)CRC	T5360005006927	令和7年10月10日		○		
316	南部地区医師会	46	4711110629	かかず内科クリニック	901-0205	沖縄県豊見城市字根差部589-5	098-851-8774	○	○	○	△	○			那覇市医師会				○		
317	南部地区医師会	47	4711110728	とみしろ内科	901-0244	沖縄県豊見城市字宜保266-4	098-840-2100	○	○	○	△	○			(株)BML				○		
318	南部地区医師会	48	4711210262	しもと医院	901-0244	沖縄県南城市玉城字玉城171-2	098-988-0770	○	○	○	△	○			那覇市医師会				○		
319	宮古地区医師会	1	4710610694	いけむら外科・胃腸科・肛門科	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里978-2	0980-73-6300	○	△	○	△	○			(株)CRC	T1360005003820	令和5年10月1日		○		
320	宮古地区医師会	2	4710610850	真生会池村内科医院	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根194	0980-72-3500	○	○	○	△	○			社団法人那覇市医師会	T3360005003819	令和5年10月1日		○		
321	宮古地区医師会	3	4710610843	うむやすみやす・ん診療所	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1477-4	0980-73-3854	○	○	○	○	○			BML	T6360005003956	令和5年10月1日		○		
322	宮古地区医師会	4	4710611023	きしもと内科医院	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1555-1	0980-79-0501	○	○	○	△	○			BML				○		
323	宮古地区医師会	5	4710610777	城辺中央クリニック	906-0104	沖縄県宮古島市城辺字比嘉628-5	0980-77-4693	○	○	○	△	○			(株)CRC				○		
324	宮古地区医師会	6	4710611056	医療法人地下診療所	906-0304	沖縄県宮古島市下地字上地634-1	0980-74-7878	○	○	○	△	○			BML	T5360005005598	令和5年10月1日		○		
325	宮古地区医師会	7	4710610678	医療法人ゆりの会砂川内科医院	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里796-3	0980-73-0037	○	○	○	△	○			(株)CRC				○		
326	宮古地区医師会	8	4710610793	ドクターゴン診療所	906-0203	沖縄県宮古島市上野字宮国746-17	0980-76-2788	○	○	○	△	○			BML	T5360005003882	令和5年10月1日		○		
327	宮古地区医師会	9	4710611080	中村胃腸科内科	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1259-1	0980-79-6790	○	○	○	○	○				T1810822245334	令和5年10月1日		○		
328	宮古地区医師会	10	4710611171	ひさまつクリニック	906-0015	沖縄県宮古島市平良字久貝980-7	0980-79-9191	○	○	○	△	○			CRC	T4810586585483	令和6年1月1日		○		
329	宮古地区医師会	11	4710611130	医療法人社団純英会Hirara生活習慣病クリニック	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根893-4 Lineオフィシャルカーテン宮古島6号室	0980-73-0020	○	○	○	△	○			BML	T9040005007904	令和5年10月1日		○		
330	宮古地区医師会	12	4710610918	医療法人徳洲会宮古島徳洲会病院	906-0014	沖縄県宮古島市平良字松原552-1	0980-72-0002	○	○	○	○	○				T1120005005403	令和5年10月1日		○		
331	宮古地区医師会	13	4710611213	伊良部島中央クリニック	906-0501	沖縄県宮古島市伊良部字前里添639-2	0980-79-7270	○	○	○	△	○			(株)CRC				○		
332	八重山地区医師会	1	4710710650	石垣島徳洲会病院	907-0001	沖縄県石垣市大浜字南大浜446番地の1	0980-83-5507	○	○	○	○	○				T1120005005403	令和5年10月1日		○		
333	八重山地区医師会	2	4710710742	大浜診療所	907-0001	沖縄県石垣市字大浜36番地	0980-87-5093	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
334	八重山地区医師会	3	4710710833	小田内科医院	907-0004	沖縄県石垣市字登野城319番地2 メゾン32 1-A号室	0980-83-8001	○	○	○	△	○			BML				○		
335	八重山地区医師会	4	4710710395	かりゆし病院	907-0024	沖縄県石垣市字新川12124	0980-83-5600	○	○	○	○	○	○			T9-3600-0500-3656	令和5年10月1日		○		
336	八重山地区医師会	5	4710710817	コーラルクリニック	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町3-3-9	0980-87-5698	○	○	○	△	○			衛ファルコバイオシステムズ				○		
337	八重山地区医師会	6	4710710809	下地脳神経外科	907-0004	沖縄県石垣市登野城644-19	0980-88-7300	○	○	○	○	○			衛シー・アール・シー	T8360005003657	令和5年10月1日		○		
338	八重山地区医師会	7	4710710577	下地第2脳神経外科	907-0024	沖縄県石垣市字新川1695-123	0980-88-5150	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー	T8360005003657	令和5年10月1日		○		
339	八重山地区医師会	8	4710710593	てるや内科胃腸科	907-0024	沖縄県石垣市字新川1127-3	0980-88-1616	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
340	八重山地区医師会	9	4710710874	ぬちぐすい診療所	907-0004	沖縄県石垣市字登野城823-6	0980-87-7931	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
341	八重山地区医師会	10	4710710866	まるの脳神経クリニック	907-0024	沖縄県石垣市字新川1121	0980-82-8600	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
342	八重山地区医師会	11	4710710627	にいむら内科胃腸科クリニック	907-0002	沖縄県石垣市字真栄里243-1	0980-88-7771	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
343	八重山地区医師会	12	4710710353	博愛医院	907-0022	沖縄県石垣市字大川1179-7	0980-82-3170	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
344	八重山地区医師会	13	4710710320	宮内内科胃腸科医院	907-0024	沖縄県石垣市字新川127	0980-82-4181	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
345	八重山地区医師会	14	4710710494	やいまま中央クリニック	907-0003	沖縄県石垣市字平得120番地の3	0980-88-7711	○	○	○	△	○			衛シー・アール・シー				○		
346	八重山地区医師会	15	4710710726	よなは医院	907-0024	沖縄県石垣市字新川2287-35	0980-83-4781	○	○	○	△	○			ファルコ				○		

